

博士（法 学） 黃 詩 淳

学位論文題名

台灣法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能  
－特に日本法との対比で－

学位論文内容の要旨

台湾では、近年、「相続財産の増加」及び「高齢化社会」という、一定以上の経済的成功をおさめた国々に共通の現象が見られる。これによって、相続の意義が変化しているほか、相続に関する紛争も増大している。具体的には、遺産分配や遺言をめぐる争いでは遺留分は常に争点となっている。それにもかかわらず、台湾民法における遺留分に関する条文は三ヶ条のみである。従来、台湾の遺留分に関する研究のほとんどは、日本の遺留分に関する理論だけを参考にして、台湾の規定の不備な部分をいかに補充するかというものであった。また、台湾の民法における遺留分制度の沿革を考察すれば、それが日本の制度を参考として制定されたものだと判明する。

しかし、遺留分減殺請求の実際的機能をみると、日本と台湾とでは相当異なる。台湾の裁判例は、遺留分減殺請求をめぐる訴訟で、減殺請求により取戻した財産が、遺産に復帰すると判断した。これに対して、日本では贈与、特定物遺贈、特定財産を「相続させる」旨の遺言、及び全財産の包括遺贈を減殺することによって取り戻した財産が物権法上の共有と解されている。日台のこの異同（遺留分制度は類似性が高いのに対して、遺留分減殺請求の機能がかなり異なること）をきっかけとして、本研究は、遺留分減殺請求の機能が遺留分制度の構造それ自体で決定されるわけではなく、他の様々なファクターに影響されているという仮説を立てた上で、相続の過程に沿ってこれらのファクターの作用を分析していきたい。

ここで採用する方法は三つある。歴史的方法で関連条文について固有法の由来や民国初期その立法の変遷を分析する。さらに、以上の立法趣旨に基づき、各制度をめぐる学説と裁判例を整理し、現行法の解釈論を試みる。その他、台湾法の特徴を際立たせるために、台湾法に多大な影響を与えた日本法と対照しながら論じていく方法、すなわち比較法の方法をも採用している。

研究の順序は以下の通りである。相続開始後、相続財産は共同相続人の（広義の）共有に属する。したがって、まずは「遺産共有の性質」を検討する。中華民国民法は、かつての兄弟の同居共財の状況に鑑みた上で、相続開始後の遺産をなるべく一体として保つべく、この段階の法的性質を合有と定めている。遺産に属する個々の財産の管理・使用収益・処分は、すべて共同相続人全体で行使しなければならない（例外は土地に関する多数決）。合有における持分が抽象的なものであるため、共同相続人は遺産に属する個々の財産について具体的な持分を有するわけではなく、それを処分することはできず、また遺産全体の上の相続分を処分することもできない。このことは遺産の一体性の維持に有利であるが、反面、迅速な処分が必要な場合、例えば、株をよい値段

のタイミングで売出そうとするときは、合有の状態は極めて不便である。

合有の状態を解消するために、遺産分割の手続が必要であるが、遺産分割の基準は法定相続分のみではなく、被相続人による意思表示（相続人に遺贈・相続分の指定・遺産分割方法の指定）がある場合はそれを優先させる。但し、これらの意思表示が遺留分を侵害するなら、遺留分権利者は減殺を請求することができる。

次に裁判例の分析を通じて、減殺請求の方法は、遺産分割の段階及び被相続人の遺言による財産処分の履行状態に依存することが判明する。すなわち、遺産分割前に、遺産に属する個々の財産はどの相続人に帰属するかがまだわからない。さらに、台湾における遺言による財産処分が、物権的効力を有しないため、当該目的財産の物権は受益相続人に帰属することがなく、遺産の中にとどまり、共同相続人全体の合有に属する。したがって、遺留分権利者は遺産分割前に減殺を行おうとしても、減殺対象の物権はそもそも遺産の中に入っている、減殺によっても復帰のしようがない。遺産分割前に、遺留分権利者は遺留分に相当する遺産を取得したいならば、遺産分割の訴えを提起し、その中で遺留分を主張すればよい。そこで、裁判官は遺留分侵害のない遺産分割の判決を下すはずである。これはもっとも一般的な状況である。

他方で、遺産分割前に、仮に何らかの間違い、あるいは遺言執行者の協力で、遺言による財産処分の物権が受益相続人に移転してしまった場合に、遺留分権利者は確かに遺留分の侵害を受けたので、減殺請求を行いうる。この際に、裁判所は、相続開始時の遺産額・特別受益・債務などを計算するとともに、遺留分権利者の取得分を仮定する必要がある。その上で、遺留分侵害額が判明する。しかしながら、このように減殺によって取戻した財産は、遺留分権利者の個人財産となるわけではなく、遺産に復帰すると裁判所は解した。つまり「特定の財産の持分を自らに返還せよ」という遺留分権利者の訴えは認められない。遺留分権利者は減殺によって取戻した物を確実に手に入れたいなら、遺産分割の訴えを起してそこで分配してもらうしかない。

また、遺産分割後、各相続人ないし遺留分権利者は、最終的な遺産の取得分を確定し、遺留分侵害を受けたか否かもわかる。現実に侵害を受けた遺留分権利者は、遺言による財産処分の受益者に対して遺留分減殺請求を行い、これに基づいて所有物返還請求ができる。

このように、台湾における遺留分減殺請求は、大部分の場合には直接に行われる（減殺の意思表示をして、これに基づき物上請求権を主張すること）のではなく、むしろ遺産分割手続で実現されるといえよう。遺留分が遺産分割手続で配慮されることについて、本研究はさらに歴史的方法によってもそれを支持する根拠を発見した。つまり、立法者は、家族以外の者への財産流出を想定しておらず、遺留分をもっぱら共同相続人間の公平を維持するためのものとして考えていた。遺留分の共同相続人間の公平維持という意義は、遺産分割の役割と重なっている。また、条文の定め方からも、遺産分割は遺留分減殺請求の前提手続であり、そこで遺留分の問題の解決が予定されるのがわかる。

では、以上のような結果をもたらす原因は何であろうか。それは、「遺産の合有及び遺言による財産処分の法的性質が遺産分割手続の機能を増大させ、そのため、別途に遺留分減殺請求を行う必要性が低下する」からだと結論づけられる。換言すれば、台湾の遺留分減殺請求が日本のそれと異なる機能を有するのは、まさに遺産合有及び遺言による財産処分の法的性質の違いに起因する。

台湾のこのような状況は、日本の再統合パラダイムに親和的な部分がある。また、台湾の相続法は、中国法に与える示唆や影響の面においても、十分評価に値する。最後は、最近台湾の法改正の動きに着目し、そこでも遺留分をめぐる遺言自由と法定相続権の保護という二つの要請の対立が見られる。遺留分制度の存続の必要性ないしその現代的意義については、多くの基本理念がその問題に絡み合っており、非常に困難であるため、将来の課題に譲りたい。本研究は、相続のプロセスにおける遺留分減殺請求の実際的な機能を検討し、遺留分を実現するための遺留分減殺請求が自己完結的なものではなく、その役割が他の要素と組み合わせた上で決定されるものであると指摘した。それが相続の過程の解明に寄与するものであることを期待している。

# 学位論文審査の要旨

主査教授 藤原正則

副査教授 瀬川信久

副査教授 吉田克己

## 学位論文題名

### 台湾法での相続の過程における遺留分減殺請求の機能 －特に日本法との対比で－

#### (論文の要旨)

1. 第2次世界大戦後に経済発展を遂げた国々の共通の現象である、共通の高齢社会と相続財産の増加という背景から、わが国と同様に台湾でも（将来の）相続財産の生前処分・死後処分が増加し、遺留分に関する紛争が増え続けている。本論文の課題は、台湾法での遺留分の解釈論の前提作業として、台湾法の遺留分の構造を検討するというものである。筆者の問題意識は、台湾法には遺留分に関する条文は3箇条がおかれておりすぎない。従来は、台湾の研究者はもっぱら日本法を参照して規定の少ない遺留分制度の解釈を補うという態度をとってきた。しかし、遺留分制度の機能をみれば、台湾法と日本法とでは相当に異なっている。例えば、日本法では遺産は共有だが、台湾法では合有であり、さらに、遺留分が地裁、遺産分割が家裁という日本と異なり、台湾ではいずれの管轄も地裁である。筆者は、遺留分は遺留分だけを取り出しても、その機能は理解できず、相続開始から遺産分割による相続人・受遺者への遺産の帰属に至る過程の中で問題を考えいくべきだという問題意識から出発する。その上で、相続の過程で作用するファクターを逐一点検している。

2. 具体的には、第2章では、固有法から現行法に至るまでの遺産の共有の性質を検討する。すなわち、台湾法では固有法から一貫して、遺産は遺産分割まで共同相続人の共同の管理・処分に服し、遺産分割までは原則として凍結されることになる。例えば、相続債権・債務を遺産分割から脱落させ、遺産を共有としている日本法とは異なっている。第3章では、遺留分制度の沿革と構造が明らかにされる。例えば、しばしば遺留分制度は家産の維持のための制度だとわが国でも台湾でも説明される。しかし、一種の法人ともいえるわが国の家とは異なり、台湾（中国）の固有法では家は単なる人と財産の集合である。さらに、固有法の伝統は徹底した均分相続が取ることができる。このような沿革を検討した後に、遺留分減殺の前提として、遺産に含まれる財産の内容が逐一整理されている。第4章は、遺留分の減殺の対象となる処分の性質を、遺贈、遺産分割方法の指定、死因贈与と順を追って検討している。その上で、台湾でのこのような処分は物権的効力を持たず、遺

産分割手続から脱落することはないことが指摘されている。第5章では、遺産分割に関する諸問題が検討されている。具体的には、特に、家産分析という台湾（中国）の固有法の制度の沿革から、現行法の遺産分割への推移が詳細に紹介されている。特に、興味深いのは、特別受益をめぐる判例で、固有法の家産分析（ドイツ法の先位・後位相続などに類似の制度）と現行法との相克が明らかにされている点などである。以上の検討の際には、必ず日本法との対比が行われ、台湾の制度の理解が一層明らかにされている。

3. このような検討に基づいて、筆者は、わが国とは異なり、台湾での遺留分は遺産分割の中で主張されるべきものであり、例外的に相続財産が遺産分割から脱落した場合にも、遺留分の減殺請求は遺留分減殺を主張した共同相続人の固有財産となるのではなく、遺産への回復という目的を持っており、台湾の最上級審の判例もそのように理解されることを明らかにしている。加えて、沿革上も、台湾の遺留分は、家産の第三者への流失という事態は想定しておらず、共同相続人の間の平等（特に、女子の相続権の保護）を目的としており、はじめからわが国の遺留分制度のような家産の維持という目的は有していないかったと主張している。以上が本論文の骨格であるが、加えて、台湾法の最近の相続法改正の動きにも注目して、生前贈与を遺留分の減殺請求の対象から外している現行法の改正の可能性、中国の相続法の改正の方向にも言及している。

#### （評価の要旨）

1. 本論文は、上記のような極めて手堅い方法と正当な問題意識の下に、水準の高い検討を進め、検討対象の分析と結論付けに大きな成功を収めているといえる。個々の法制度の沿革をふまえた法解釈学的な検討、分析方法は極めて説得力のあるものである。さらに、筆者の結論にも賛成できる。分析の過程で提示されている台湾法の解釈論も、極めて説得力のあるものと考えられる。おそらく本論文は、台湾法の解釈論に大きな影響を及ぼし、相当程度以上の評価がされるだろうと予測できる。

2. 加えて、以上の台湾法の遺留分制度の紹介・検討は、従来から問題とされているわが国の遺留分制度のあり方にも大きな影響を与えるものと考える。というのは、わが国では遺産分割手続から遺留減殺請求の行使・結果を切り離すこと、遺産分割での遺産の一体性が損なわれていることに対する学説上の批判が多かった。台湾の相続制度、遺留分制度は、このようなわが国の学説に親和性を持っているといえる。さらに、共同相続人間の平等を立法目的とする台湾の遺留分制度は、被相続人の処分の自由を強調する最近のわが国の幾つかの学説を再度評価する視点も与えている。もちろん、筆者の研究が直結的に日本法の解釈に取り入れられるわけではないが、わが国の解釈論・立法論のあり方を考え上で重要な資料となることは間違いないであろう。

3. 従来はわが国で外国法研究といえば、すなわち欧米の法状況の検討だった。それ以外のアジア法などに関する研究は、それらの国々が西洋法との連続性という意味では十分な歴史と蓄積を持ち合わせていないせいもあって、特に法解釈学的な検討という点では、多くの場合はわが国では十分であったとは言い難い。しかし、筆者の研究は、その意味でもわが国の比較法研究に一石を投じるものだといえる。

4. ただし、望蜀の恨みとして、若干の要望を述べておけば、特に中国での固有法が台湾で現行法に収束するまでには、どのような社会的事情があったのか、歴史的・社会的検討も考え得る。ただし、台湾がわが国の植民地の後に、さらに混乱期を経たなどの事情か

らも、資料が乏しいようで、十分な検討ができなかつたこともしかたがないとも言いうる。また、この点を除けば、筆者の研究内容は、先に述べた意味で十分に博士論文に値する行正規である。

5. 以上を総合して、審査委員会は全員一致で学位の授与を推薦することとした。